

被災自動車の処理について

◆ 外形上から判断してその効用をなさない状態にあると認められる(自走不可能と考えられる)自動車の処理方法

①自治体が集めて保管

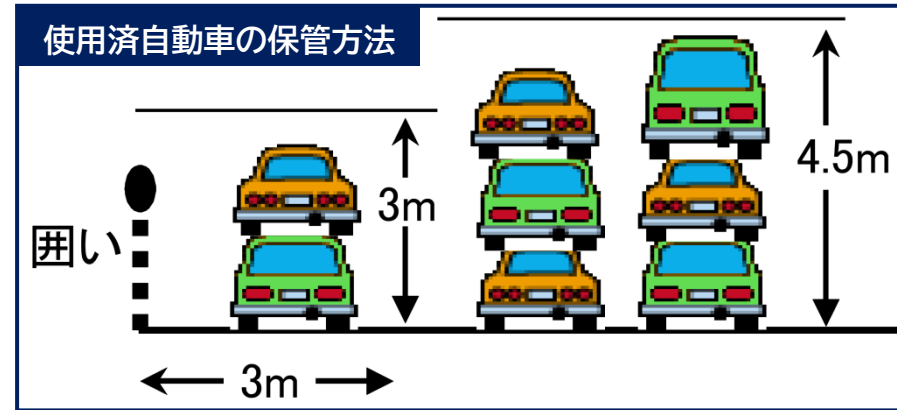
被災自動車の処分には、原則として、所有者等の意思確認が必要
⇒ 所有者等による保管が不可能な場合は、**自治体が集めて保管**

②所有者等を捜す努力

自治体が、所有者等を捜す努力を実施

③使用済自動車を引取業者に引き渡し

自治体が所有者の意志(引取又は処分)を確認
⇒ 処分の場合、**所有者又は自治体が、自動車リサイクル法に基づき引取業者に引き渡し**
⇒ 所有者等と連絡が取れない場合、**自治体が引取業者に引き渡し**



◆ 処理フロー

